

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、**交通反則通告制度(いわゆる青切符)**による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為※原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わず違反行為を継続した場合

～交通違反として検挙された後の流れ

手続が
変更!!



導入前

導入後(令和8年4月1日以降)

全ての違反行為

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

刑事手続

警察

赤切符など
による処理

検察官

検察庁に送致

検察官

起訴 不起訴

裁判所

有罪 無罪
罰金の
納付等

前科に

刑事手続

警察

赤切符などによる処理

検察官

検察庁に送致

検察官

起訴 不起訴

裁判所

有罪 無罪
罰金の
納付等

前科に

交通反則通告制度

反則切符(青切符)を交付

反則金を
納付せず

警察



手続終了

前科に
ならず

※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります

- ・16歳未満である場合
- ・交通事故を起こした場合 等

※ 反則金を納付しない場合には、
刑事手続に移行します。